



News Letter

夏目弁護士は、お付き合いいただいている皆様に向けて、定期的にニュースレターとして送りさせていただいております。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、セミナーの案内、おすすめ情報など、情報もりたくさんでお届けします。ホームページや微信でも定期的に情報発信をさせていただいておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

【目次】

1. ご挨拶
2. 法改正情報 高年齢者雇用安定法の改正
3. セミナーのお知らせ 新型コロナのワクチン接種に対する企業対応のポイント
4. 弁護士紹介

【ご挨拶】

気持ちよい新緑の季節になりました。私は四季の中で春が一番好きで、この時期は普通に外を歩いているだけでもあちこちの草花に目を引かれ、心が和みます。空気も新緑の香しい香りがして、空気を吸い込むと気持ちが良いです。仕事も屋外でしたくなるくらいです。



弁護士 夏目武志

今年のGWは行楽の予定はありませんでしたが、子供の部活（陸上）の大会があり、朝5時台に起きて、陸上競技場への送り迎えをするという楽しみがありました。親は競技場の中には入れませんので、競技場の外からの観戦です。不便ではありますが、去年のこの時期は学校自体がお休みで、部活動の試合も中止になってしまっていたことを思うと、大会という場があるだけでもありがたいと感じます。子供達の一生懸命な姿を見ると、見ている方も元気がもらえるようです。当たり前の日常があることに感謝しながら、日々の仕事も頑張っていきたいと思えます。



日本サイト



微信



【法改正情報】

高齢者雇用安定法の改正

令和3年4月1日から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」が一部改正され、施行されています。

この中で、65歳から70歳までの高齢者の「就業確保措置」を講じることが企業の努力義務とされています。

対象となるのは、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主と、65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主です。

具体的には「就業確保措置」として、次のいずれかの措置を講じるよう努める必要があるとされています。

- ・ 70歳までの定年の引き上げ
- ・ 70歳までの継続雇用制度の導入
- ・ 定年廃止
- ・ 高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ・ 高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に事業主が

現行法と改正法の比較表

	2013年(平成25年) 4月1日施行	2021年(令和3年) 4月1日施行
名称	高齢者雇用確保措置	高齢者就業確保措置
年齢	65歳までの雇用機会を確保	70歳までの就業機会を確保
義務	義務	努力義務
定年引き上げ	○	○
継続雇用制度導入	○	○
定年廃止	○	○
創業支援措置		過半数組合/代表者の同意を得る必要あり。雇用以外の制度を導入できる

出典：70歳までの就業機会確保（改正高齢者雇用安定法）（令和3年4月1日施行）

実施する社会貢献事業、事業主が委託・出資などをする団体の社会貢献事業に従事できる制度の導入

今回の改正は、少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるような環境を整備するということが立法趣旨とされています。この改正は、定年の70歳への引き上げを義務づけるものではありませんが、その内容や今後の法改正の動向にも注意をしておく必要があります。



日本サイト



微信



【セミナーのお知らせ】

新型コロナウイルスのワクチン接種に対する企業対応のポイント

5月26日（水）15：00より、中国ビジネスに取り組む経営者向けオンラインセミナー『～日中両国の弁護士が語る～ 新型コロナウイルスのワクチン接種に対する企業対応のポイント』を実施いたします。

【セミナー日時】

2021年5月26日（水）15：00～16：45

【お申込み方法】

メール受付

京都銀行：a.nishimura@kyotobk.com.cn

日本法円坂律師事務所大連代表处：fang@Tokyo-law.gr.jp

【受講方法】

Zoom

【講座内容】

- ・業務命令によるワクチン接種強制の可否
- ・従業員が拒否した場合の処分の可否
- ・従業員のワクチン接種の有無について報告を求めることの可否
- ・ワクチン接種者、未接種者の一覧表掲示の可否
- ・ワクチン接種の有無により従業員に取扱いに差を設けることの是非（異動、手当等）
- ・職場で集団ワクチン接種の実施要請があった場合の対処方法
- ・副反応で従業員が休業した場合に賃金請求や休業手当を請求された場合の取り扱い
- ・会社が接種を勧奨した場合の副反応について会社の法的責任の有無

ONLINE SEMINAR
日中両国の弁護士が語る
中国ビジネスに取り組む企業のための
新型コロナウイルスのワクチン接種に対する企業対応のポイント
2021年5月26日（水）15：00～16：45

 中島宏治弁護士 法円坂法律事務所	 夏目武志弁護士 名古屋第一法律事務所	 山本英典弁護士 法円坂法律事務所
 伊藤野田太郎弁護士 慶應義塾法律事務所 山崎校舎	 川崎 剛嗣 弁護士 北京大連・大連律師事務所	 子紅 弁護士 恵摩昭明 法律事務所

主催：日本法円坂律師事務所大連代表处
一般社団法人日中法務交流・協力日本機構
共催：株式会社京都銀行大連駐在員事務所



日本サイト



微信



【弁護士紹介】



弁護士 夏目武志

使用言語：日本語・中国語

1999年03月 中央大学 卒業
2000年11月 司法試験 合格
2002年09月 司法研修所（岐阜地方裁判所配属） 修了
2002年10月 弁護士登録 名古屋第一法律事務所 入所
2014年04月 日本法圓坂律師事務所大連代表处
第4代首席代表 就任
2015年04月 愛知県弁護士会国際委員会 入会

日本国内の業務・活動

日本国内の業務では、多くの中小企業の顧問として、中小企業が日常的に抱える各種問題に対し、いつでも気軽に相談できる身近な存在として、迅速できめ細かい対応を心掛けています。2004年に愛知中小企業家同友会に入会し、2012年には名古屋第一青年同友会会長を務めました。

中国関連の業務・活動

中国関連の業務では、2014年に日本法圓坂律師事務所大連代表处第4代首席代表に就任し、在瀋陽日本国総領事館在大連領事事務所や大連日本商工会、中国に進出している日系企業の顧問を務めるほか、日本企業に対する中国法全般のサービスを提供しています。また、最近是中国の企業や個人からの依頼も増えてきて、日本法に関する各種情報のご提供や日本での訴訟代理など様々な業務を取り扱っています。



日本サイト



微信

名古屋第一法律事務所
日本法圓坂律師事務所大連代表处
夏目武志

電話：052-211-2236（日本） 0411-3960-3101（中国）